

名古屋市社会的養育推進計画2029(案)についてのパブリックコメント



氏 名

住 所

〈意見の内容〉

名古屋市社会的養育推進計画2029

概要版

市民の皆さまのご意見を募集します

ご意見の募集期間／令和6年12月24日(火)～令和7年1月24日(金)

ご意見の
提出方法

ご意見を提出いただく場合は意見提出用フォーム、郵送、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法で住所、氏名、ご意見をご記入いただき、ご提出ください。郵送、FAX、持参の場合は意見提出用紙(裏面)又は任意の用紙でご提出ください。

意見提出用フォームは右記の二次元コードから手軽にご意見の提出ができます。

※電話または来庁による口頭でのご意見は受付できません。

※お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。

※個人情報は、名古屋市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うとともに、本業務以外での利用は一切行いません。



計画案(全文)の閲覧場所

市民情報センター(市役所西庁舎1階)、各区役所情報コーナーなどで閲覧できます。また、名古屋市公式ウェブサイト【市政情報>パブリックコメント>意見募集中の計画等】からもご覧いただけます。

右記の二次元コードからアクセスできます。

※音声データをご希望の方は、子ども福祉課(052-972-2519)へお問い合わせください。



提出先・お問い合わせ先(発行・編集)

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

郵便番号／〒460-8508

住所／名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

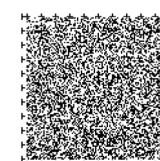
電話／052-972-2519

FAX／052-972-4438

電子メール／a2519@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

〈意見募集期間 令和7年1月24日(金)まで〉

▼下のコードは音声コード「Uni-Voice」といい、スマートフォン・タブレット端末(アプリ)等で読み取ると、音声でこの冊子の内容を確認することができます。



名古屋市社会的養育推進計画の2029の概要

基本的な考え方等

1 策定の趣旨

令和2年3月に策定した名古屋市社会的養育推進計画を見直し、令和4年度の児童福祉法改正において、子どもに対する家庭及び養育環境の支援強化、子どもの権利擁護が図られた施策の推進が示されたことを踏まえ、子ども家庭庁が令和6年3月に定めた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき新たな計画を策定するもの。

2 計画の目指す姿

児童福祉法の内容を踏まえて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することを通じて、子どもの最善の利益の保障を図る。

3 計画の位置づけ

児童福祉法の理念に則った「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づく計画

4 他の計画との関連

「名古屋市総合計画2028」及び「子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画」との整合性を図る。

5 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

施策の展開

- 1 当事者である子どもの権利擁護の取り組み（意見聴取・意見表明等支援等）
- 2 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み
- 3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取り組み
- 4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- 5 一時保護改革に向けた取り組み
- 6 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取り組み
- 7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み
- 8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み
- 9 社会的養護自立支援の推進に向けた取り組み
- 10 児童相談所の強化に向けた取り組み
- 11 障害児入所施設における支援

児童福祉法の改正

子どもに対する家庭及び養育環境の支援強化

子どもの権利擁護が図られた施策の推進

名古屋市社会的養育推進計画（令和2年3月策定）の見直し

都道府県社会的養育推進計画の策定要領

名古屋市社会的養育推進計画2029

進捗管理

計画の進捗状況等については、評価のための適切な指標を設けて、毎年度、実態把握・分析を行い、PDCAサイクルを運用して、計画の進捗を自己点検・評価する。
また、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、本計画の見直しを行い、取り組みの促進を図る。

他の計画

子ども・子育てわくわくプラン2029
子どもに関する総合計画

名古屋市総合計画2028